

第3部 事業計画（自立支援）

第1章 障害福祉サービスの全体像

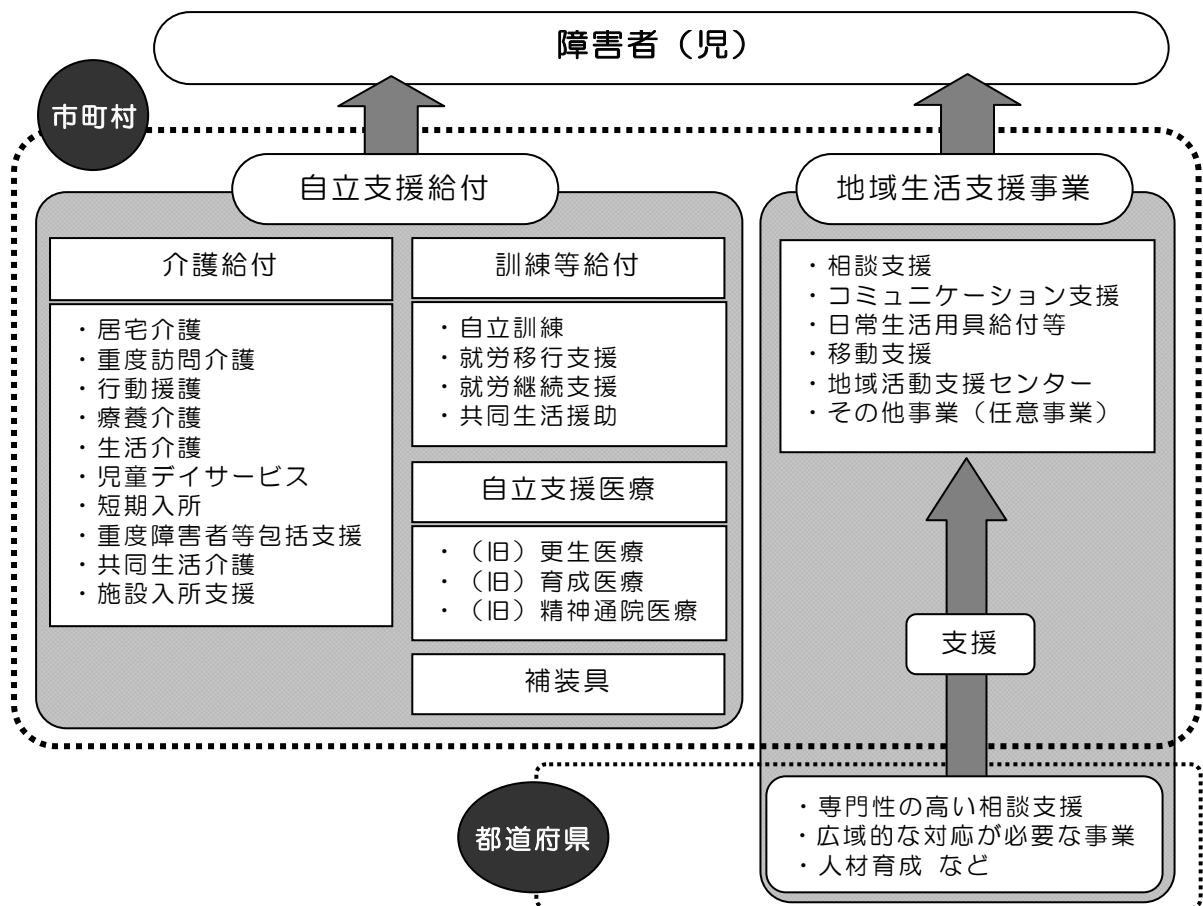
障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

「地域生活支援事業」には、相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付等、移動支援、地域活動支援センターの必須5事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他事業（任意事業）があります。

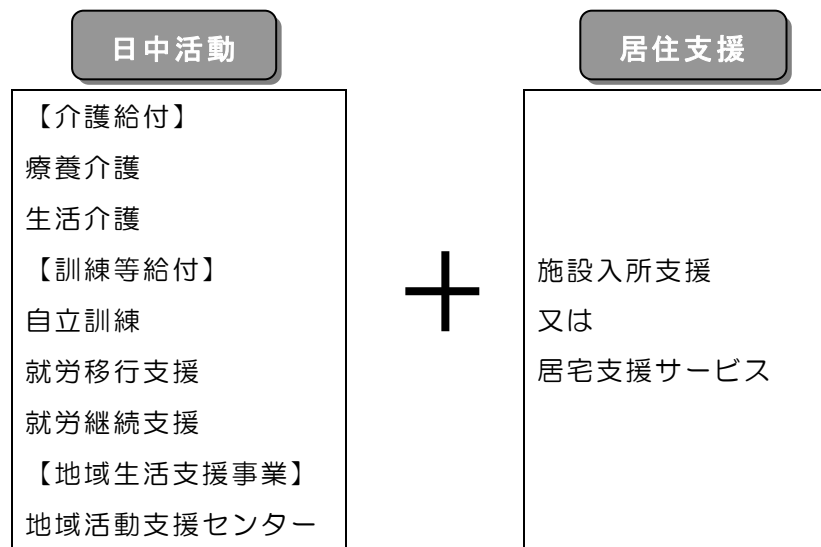
※本計画では、障害者自立支援法に基づくサービス体系を「新サービス体系」、支援費制度に基づくサービス体系を「旧サービス体系」と表記します。

■ 障害福祉サービスの全体像 ■



また、障害者自立支援法に規定される障害のある方へのサービスは、障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、サービスを利用する当事者の能力や状況に応じた個別の支援が行われるよう再編されました。

特に入所施設のサービスにおいては、昼間のサービスである「日中活動の場」と夜間のサービスである「住まいの場」を分けることにより、複数のサービスを、利用者それぞれの状況に応じて組み合わせて利用することが可能となりました。



■ 新サービス体系によるサービスの内容 ■

サービス	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的に行う
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する方などが行動する時に、危険回避や外出支援を行う
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする方に、居宅介護等複数のサービスの包括的な提供を行う
児童デイサービス	障害児に、日常生活動作、集団生活への適応訓練等を行う
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間(夜間を含む)施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
生活介護	常時介護を必要とする方に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う(平日の日中は日中活動の事業を利用)
共同生活介護 (ケアホーム)	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
相談支援	相談・情報提供及びサービス利用計画の作成・調整
コミュニケーション支援	手話通訳等の派遣を行う
日常生活用具の給付・貸与	日常生活用具の給付・貸与
移動支援	ガイドヘルパーなどによる移動支援
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動、社会参加・交流事業の支援

■ 【参考】市内施設一覧 ■

平成20年10月現在、市内には以下の施設が設置されています。

施設名	提供サービス	定員数
大樹の里	生活介護	55人
	施設入所支援	50人
	短期入所	2人
	日中一時支援	2人
	入浴サービス	—
大樹館	生活介護	65人
	施設入所支援	50人
	短期入所	6人
	日中一時支援	6人
大樹作業所	就労継続支援B型	80人
	日中一時支援	4人
こやた大樹作業所	就労継続支援B型	40人
	日中一時支援	3人
創和ユニット	就労移行支援	10人
	就労継続支援B型	10人
いるまの里	精神障害者生活訓練施設	20人
東町ホーム	共同生活援助	6人
もりさか大樹	共同生活援助	6人
授産施設おおるり	旧知的障害者授産施設（通所）	50人
入間デｲｰビスセンター大樹	地域活動支援センター（デイサービス型）	25人/日
さきわい	地域活動支援センター（精神小規模型）	18人
入間市扇台福祉作業所	地域活動支援センター（地域デイケア型）	19人
虹の郷	地域活動支援センター（地域デイケア型）	19人
あすなろ	地域活動支援センター（地域デイケア型）	19人
入間市花の郷作業所	地域活動支援センター（地域デイケア型）	19人
やすらぎの家	障害者福祉ホーム	10人
つばさ	生活ホーム	6人
雉鳩	生活ホーム	7人
こやた大樹	生活ホーム	7人
くみちゃんち	日中一時支援	15人
つどい	精神障害者小規模地域生活支援センター	登録65人
りぼん	障害者相談支援センター	—

第2章 見込量の設定について

この計画では、「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの）及び「地域生活支援事業」の各事業について見込量を定めます。

なお、施設によって提供されるサービスに関しては、新サービス体系への移行期間中であるため、旧サービス体系で利用する方と新サービス体系で利用する方との両方が存在することになりますが、ここでは新サービス体系で利用する方に関してそのサービス量を見込量として設定します。

■ 事業者の新サービス体系への移行 ■

H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
旧サービス体系での利用			新サービス体系での利用 ＝本計画で示す量の見込み		

1 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、全国どこでも必要なサービスが受けられるよう設けられたサービスであり、提供されるサービスについて見込量を定めます。

■ 指定障害福祉サービス ■

	訪問系サービス	日中系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護 行動援護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援	生活介護 児童デイサービス 療養介護 短期入所（ショートステイ）	共同生活介護（ケアホーム） 施設入所支援
訓練等給付		自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型）	共同生活援助（グループホーム）

2 地域生活支援事業

障害者自立支援法では、市町村が実施主体となり地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が位置づけられています。ここでは、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援など、現在入間市で実施している事業について、見込量を定めます。

■ 地域生活支援事業メニュー ■

事業メニュー		
(1) 相談支援	①相談支援事業	障害者相談支援事業 地域自立支援協議会
	②市町村相談支援機能強化事業	
	③住宅入居等支援事業	
	④成年後見制度利用支援事業	
(2) コミュニケーション支援	①手話通訳者派遣事業	
	②要約筆記者派遣事業	
(3) 日常生活用具給付等		
(4) 移動支援		
(5) 地域活動支援センター	①基礎的事業	
	②機能強化事業	
(6) その他事業（任意事業）	①福祉ホーム事業	
	②訪問入浴サービス事業	
	③更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	
	④知的障害者職親委託制度	
	⑤生活支援事業	
	⑥日中一時支援事業	
	⑦社会参加促進事業	

第3章 平成23年度における目標値

地域生活移行や就労支援といった課題に関し、すべての施設が新サービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している方のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する方の数を見込み、平成23年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
施設入所数 (A)	93人	平成17年10月実績
自然退所者数 (B)	3人	(A)のうち平成23年度までに自然退所(死亡・入院等)する者の見込数
【目標値】地域生活移行数(C)	6人	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
地域生活移行率	6.5%	(C/A) 県の目標は10%以上
新たな施設入所支援利用者(D)	6人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成23年度末の入所者数(E)	90人	平成23年度末の利用人員見込 (A - B - C + D)
【目標値】入所者削減見込(F)	3人	差引減少見込数 (A - E)
削減率	3.2%	(F/A) 県の目標は4%以上

*「平成17年10月の入所者数(A)」は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している者の合計数

■ 【参考】国の基本指針 ■

- ・ 第1期障害福祉計画の作成時点(平成17年10月)の入所施設の入所者数の1割以上が地域生活へ移行するのが望ましい。
- ・ 平成23年度末時点の施設入所者数を第1期障害福祉計画の作成時点の施設入所者数から7%以上削減するのが望ましい。

【目標の達成に向けて】

- 入所施設への入所を希望する待機者もいることから、地域生活への移行者の人数がすべて入所者の削減になるとはいえないものの、少しでも多くの方が入所施設から地域生活へ移行ができるよう支援に努めます。
- グループホーム、ケアホームなどの生活基盤整備については、近隣市町とも連携しつつ、必要な量の確保に努めます。
- 地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などが先ず必要となります。このため、地域での生活をささえる各種サービスをあわせて充実していきます。
- また、地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（「退院可能精神障害者」）が退院することをめざします。そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込みつつ、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
退院可能な精神障害者数	17人	平成18年6月県調査における退院可能精神障害者数を基に、入間市の数値として算出した値
【目標値】減少数	17人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

■ 【参考】国の基本指針 ■

- ・平成14年度における退院可能精神障害者数に基づき、市町村及び都道府県が定める数を設定する。

【目標の達成に向けて】

- 精神保健福祉の分野では、地域の受け皿はまだ十分とはいえないため、特に日中活動の場となる通所施設について、関連機関や団体、近隣市町と連携を取りながら、市内の既存の事業や施設の有効活用も含め、居場所づくりを支援します。
- 日中活動の場以外にも、身近な相談先や専門的な相談支援、地域活動のメニューなどについても充実する必要があります。「地域自立支援協議会」での検討を中心に、各種関連機関や団体、ボランティアと連携し、地域における様々なサポート体制を強化します。
- また、地域における精神保健福祉の推進には、住民の正しい理解が不可欠です。精神障害に対する住民の理解を深めるため、様々な機会を捉えて啓発に取り組みます。

（３）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する人数の目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
平成17年度の年間一般就労者数（実績）	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値】年間一般就労者数	5人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する方の数

■ 【参考】国の基本指針 ■

- ・第1期障害福祉計画の作成時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
- ・平成23年度までに平成17年度の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。

【目標の達成に向けて】

- 十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、近隣市町と連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促します。
- 入間市では平成21年度に「就労支援センター」の設置を予定しており、これにより公共職業安定所や障害者職業センター、福祉施設やサービス事業所等との連携を図り、障害のある方の就労支援体制の整備に努めます。



第4章 指定障害福祉サービスの見込

(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

①居宅介護（重度等を含む）【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していただけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的に行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する方などが行動する時に、危険回避や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする方に、居宅介護等複数のサービスの包括的な提供を行います。

【サービス見込量】

○利用者実績は平成18年度から微増で推移しています。

○見込量は、平成23年度に59人、1,659時間と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	682時間 (494時間) 32人 (29人)	770時間 (578時間) 35人 (29人)	836時間 38人	779時間 41人	817時間 43人	855時間 45人
重度訪問介護	598時間 (520時間) 7人 (7人)	598時間 (530時間) 7人 (9人)	680時間 8人	520時間 10人	572時間 11人	624時間 12人
行動援護	0時間 (0時間) 0人 (0人)	90時間 (0時間) 1人 (0人)	90時間 1人	0時間 0人	60時間 1人	60時間 1人
重度障害者等 包括支援	0時間 (0時間) 0人 (0人)	0時間 (0時間) 0人 (0人)	120時間 1人	0時間 0人	120時間 1人	120時間 1人
合 計	1,280時間 (1,014時間) 39人 (36人)	1,458時間 (1,108時間) 43人 (38人)	1,726時間 48人	1,299時間 51人	1,569時間 56人	1,659時間 59人

※数値は一月あたり利用時間及び実利用人数

※平成18年度及び平成19年度における（ ）は実績数値を表す（以下の表も同じ）

【見込量確保に向けて】

- ・現状では訪問系サービス提供事業者はほぼ充足しています。地域移行の促進に伴うサービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。
- ・サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

（２）日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

①「施設による日中介護サービス」【介護給付】

常時介護を必要とする方に対する施設での専門的な介護サービス、障害のある子どもが通える施設、介助者が病気の場合などの短期入所の場合など、日中も安心して生活できるよう介護サービスの充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする方に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活動作、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

○療養介護やショートステイ、デイサービスの利用者数は横ばいで推移しています。旧法に基づく知的障害者更生施設や身体障害者療護施設等が日中系サービスとして生活介護へ徐々に移行しています。

○各サービスの見込量は、以下の通りです。

(療養介護以外の利用量の単位は人日分)

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	1,328 (1,032) 61人 (51人)	1,709 (1,472) 78人 (69人)	1,877 86人	1,890 90人	2,163 103人	2,562 122人
療養介護	3人分 (2人分) 3人 (2人)	3人分 (2人分) 3人 (2人)	3人分 3人	1人分 1人	2人分 2人	2人分 2人
児童デイサービス	7 (5) 3人 (2人)	9 (7) 4人 (4人)	11 5人	6 3人	6 3人	8 4人
短期入所 (ショートステイ)	181 (152) 16人 (19人)	232 (139) 20人 (21人)	276 24人	132 22人	138 23人	144 24人

※数値は一月あたり利用量及び実利用人数

※人日分は延べ利用者数に相当する単位（常時介護を必要とする療養介護の単位は、単に利用者数とした）

【見込量確保に向けての方策】

- ・サービスの提供に向けて、新制度による利用者の意向や事業者の動向等の情報収集に努めます。
- ・事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

障害者が地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供の場の確保に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練 （機能訓練）	対象：身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【サービス見込量】

- 従来、法定施設や地域の通所施設の中で提供されてきたサービスです。
- 見込量は、退院可能な精神障害者が地域生活へ移行する分及び平成23年4月1日に精神障害者社会復帰施設から自立訓練（生活訓練）施設へ移行する分として以下のように見込みます。

（利用量の単位は人日分）

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練 （機能訓練）	1 (0) 1人 (0人)	12 (7) 1人 (1人)	15 1人	40 2人	40 2人	40 2人
自立訓練 （生活訓練）	74 (0) 4人 (0人)	203 (28) 10人 (2人)	287 14人	110 5人	154 7人	330 15人

※数値は一月あたり利用量及び実利用人数

※人日分は延べ利用者数に相当する単位

【見込量確保に向けての方策】

- ・市内施設の空き状況や新制度による利用者の動向に注意しつつ、多様な事業者の参入を促進します。

③就労支援（就労移行支援・就労継続支援）【訓練等給付】

市内・外にかかわらず、働く意欲のある方が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった働く場の確保と就労支援を推進します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込量】

○旧法に基づく知的障害者通所授産施設等が就労継続支援（B型）等へ徐々に移行していますが、特に平成23年4月1日に集中して移行するものとして見込みます。

○各サービスの見込量は、以下の通りです。

(利用量の単位は人日分)

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	3 (18) 1人 (1人)	293 (95) 14人 (6人)	269 13人	144 9人	144 9人	160 10人
就労継続支援 (A型)	0 (0) 0人 (0人)	22 (0) 1人 (0人)	23 2人	0 0人	22 1人	22 1人
就労継続支援 (B型)	1,372 (1,049) 63人 (53人)	1,820 (1,520) 83人 (78人)	1,863 85人	2,134 97人	2,310 105人	2,992 136人

※数値は一月あたり利用量及び実利用人数

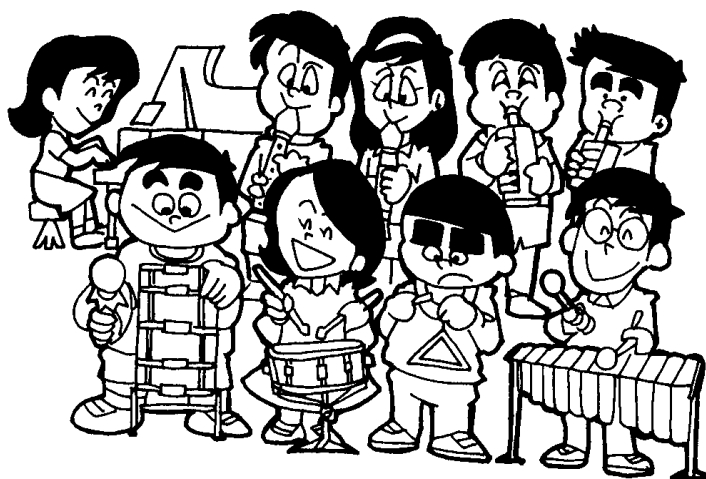
※人日分は延べ利用者数に相当する単位

【見込量確保に向けての方策】

- ・サービスの提供に向けて、利用者や事業者の意向、移行時期等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・あわせて、障害のある方の就労先を確保するために、公的機関・民間企業・

福祉施設が持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備します。

- ・障害者就労支援センターを設置し、障害のある方やその家族、事業主などからの就労全般に関する相談に応じ、公共職業安定所、養護学校等関係機関との連携を図り、就労の拡大に努めます。



(3) 住まいの確保（居住系サービス）

① 居住支援（ケアホーム【介護給付】・グループホーム【訓練等給付】）

住まいの場を確保することに加え、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、施設入所以外の居住支援サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活介護 （ケアホーム）	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量（年間）】

- 生活ホームが平成22年4月1日と平成23年4月1日に段階的にグループホームへ移行するものとして見込みます。
- 見込量は、平成23年度に35人分と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活介護 （ケアホーム）	1人分 （1人分） 1人 （1人）	1人分 （1人分） 1人 （1人）	1人分 1人	2人分 2人	2人分 2人	2人分 2人
共同生活援助 （グループホーム）	7人分 （5人分） 7人 （5人）	9人分 （5人分） 9人 （5人）	11人分 11人	11人分 11人	19人分 19人	33人分 33人
合 計	8人分 （6人分） 8人 （6人）	10人分 （6人分） 10人 （6人）	12人分 12人	13人分 13人	21人分 21人	35人分 35人

※数値は一月あたり利用量及び実利用人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・必要となった時に十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、近隣市町と連携し、情報提供や運営方法についての相談など、事業者へ必要な支援に努めます。

②施設入所支援【介護給付】

夜間において安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【サービス見込量】

- 旧法に基づく知的障害者更生施設や身体障害者療護施設等が夜間サービスとして施設入所支援へ徐々に移行しています。
- 見込量は、平成23年度に102人分と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	28人分 (42人分) 28人 (42人)	73人分 (58人分) 73人 (58人)	93人分 93人	75人分 75人	87人分 87人	102人分 102人

※数値は一月あたり利用量及び実利用人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・施設を必要とする方に、十分な量が確保できるよう、近隣市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組みます。

(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成支援）

複数サービスを利用する方で、自ら利用に関する調整が困難な方に、サービス利用計画を作成します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
指定相談支援	障害福祉サービスを利用し、自らサービス利用に関する調整が困難な方で、計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる方に対し、サービス利用計画を作成します。

【サービス見込量】

- 施設入所や自立訓練等を利用しない比較的重度の方で複数の在宅サービスを利用する方が対象になります。
- 見込量は、以下の通りです。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指定相談支援	7人分 (0人分)	11人分 (0人分)	14人分	1人分	1人分	1人分
	7人 (0人)	11人 (0人)	14人	1人	1人	1人

※数値は一月あたり利用量及び実利用人数

※施設入所支援やグループホーム等の利用者は、サービス利用調整を利用施設等が調整を行うので対象とはなりません。

【見込量確保に向けての方策】

- ・指定相談支援事業者で対応します。支援を必要とする方が利用できるよう相談体制の充実に努めます。

第5章 地域生活支援事業の見込

(1) 相談支援

身体障害、知的障害、精神障害も含め、障害のある方の持つ様々な相談ニーズに的確に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに、障害のある方が自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、相談・支援体制の確立を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【事業の量の見込み（年間）】

- 障害者相談支援事業は、平成19年度から実施しました。
- 地域自立支援協議会は、平成18年度から実施しました。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	— (—)	1か所 (1か所)	1か所	2か所	2か所	2か所
地域自立支援協議会	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施	実施

【実施に向けた考え方】

- ・困難ケースや権利擁護への十分な対応ができるよう、地域自立支援協議会でニーズを把握し相談支援体制の充実に努めます。

(2) 日常的な活動への支援

障害者の自立生活や社会参加を保障するためにも、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要不可欠な支援を確実に進めていきます。

① コミュニケーション支援

【事業の概要】

事業名	内容
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

【事業の量の見込み（年間）】

○見込量は、要約筆記奉仕員の派遣件数が増えていることから、平成23年度に75人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業	65人 (59人) 948件 (963件)	65人 (63人) 982件 (980件)	65人 1,006件	70人 1,031件	72人 1,055件	75人 1,080件
手話通訳者派遣事業	65人 (59人) 948件 (963件)	65人 (60人) 970件 (966件)	65人 992件	68人 1,011件	70人 1,030件	72人 1,050件
要約筆記者派遣事業	0人 (0人) 0件 (0件)	2人 (3人) 12件 (14件)	4人 14件	6人 20件	8人 25件	10人 30件

※数値は年間計、上段は実利用見込者数、下段は延べ利用見込件数

※各事業の実利用見込者数は重複利用者を見込んでいるため合計が一致しない。

【実施に向けた考え方】

- ・従来から実施している手話通訳者派遣に加え、平成19年度からは要約筆記者の派遣を埼玉聴覚障害者福祉会に委託し開始しました。今後は、手話通訳者と同様に、市の行事等に要約筆記者を積極的に派遣し、事業のPRに努めるとともに、要約筆記奉仕員の派遣について派遣事務所の設置等について検討します。
- ・従来から行っている手話通訳者養成講習会及び要約筆記奉仕員養成講習会を引き続き実施し、手話通訳者及び要約筆記者の育成支援に努めます。

②日常生活用具の給付

【事業の概要】

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

【事業の量の見込み】

○見込量は、平成23年度に2,451件と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日常生活用具給付等事業	1,964件 (2,060件)	1,968件 (2,322件)	1,973件	2,400件	2,431件	2,451件
介護・訓練支援用具	7件 (9件)	7件 (3件)	7件	3件	3件	3件
自立生活支援用具	40件 (16件)	40件 (11件)	41件	11件	11件	11件
在宅療養等支援用具	12件 (8件)	12件 (12件)	12件	12件	12件	12件
情報・意思疎通支援用具	35件 (26件)	35件 (26件)	35件	26件	26件	26件
排泄管理支援用具	1,868件 (1,999件)	1,872件 (2,265件)	1,876件	2,343件	2,374件	2,394件
居宅生活動作補助用具	2件 (2件)	2件 (5件)	2件	5件	5件	5件

※数値は年間計

【実施に向けた考え方】

- ・従来から行ってきた事業であり、引き続き必要な日常生活用具の給付等を行います。

③移動支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
移動支援事業	円滑に外出できるよう、ガイドヘルパーなどにより移動を支援します。

【事業の量の見込み】

- 実施か所数は、平成23年度に18か所と見込みます。
- 見込量は、平成23年度に45人分、900時間と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	54人分 (25人分) 930時間 (665時間)	62人分 (38人分) 999時間 (684時間)	70人分 1,084時間	41人分 820時間	43人分 860時間	45人分 900時間

※数値は上段は実利用者数、下段は利用時間（一月あたり）

【実施に向けた考え方】

- ・サービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の算入を促進します。

(3) 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）

自立生活を支援する観点から、社会との接点をもつことが重要です。雇用・就労の困難な障害者でも活動する機会が持てるよう、地域の社会資源の有効活用を積極的に進めます。

【事業の概要】

事業名	内容
地域活動支援センター	<p><基礎的事業> 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p><機能強化事業> センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>



花の郷福祉作業所

【事業の量の見込み】

○地域活動支援センターの実施か所数は、平成23年度までに6か所と見込みます。

サービス名	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
地域活動支援センター	1か所 (1か所)	5か所 (1か所)	5か所	6か所	6か所	6か所
	15人分 (32人分)	69人分 (33人分)	69人分	100人分	103人分	103人分
	－ (－)	18人分 (18人分)	22人分	22人分	22人分	22人分

※数値は上段から実施か所数（市内施設）、実利用者数（市内施設利用者、一月あたり）、実利用者数（市外施設利用者、一月あたり）

【実施に向けた考え方】

- ・従来の地域デイケア施設、精神障害者小規模作業所が平成20年4月1日に地域活動支援センターに移行しました。
- ・事業者や利用者の意向を把握しつつ、サービスの充実を促進します。

(4) その他の事業（任意事業）

入間市で実施してきた地域生活をささえる各種事業のうち、以下の事業を地域生活支援事業に位置づけて実施します。

【事業の概要】

事業名	内容
福祉ホーム事業	居住の場を求めている方に、低額な料金で居室やその他の設備を提供します。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な方に、移動入浴車での訪問により入浴サービスを提供します。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している方に更生訓練費を支給します。また、訓練を終了し施設から就労等により自立する方に就職支度金を支給します。
知的障害者職親委託制度	知的障害のある方を一定期間、事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能訓練を行います。
生活支援事業（精神障害者小規模地域生活支援センター事業）	精神障害のある方に対して日中の居場所、就労へのステップとしての生産活動の機会や、仲間づくりなどの交流促進の場を提供します。
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護することができない時、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進や手話通訳者養成講習、福祉タクシー事業など、障害のある方の社会参加を促進する事業を行います。

【事業の量の見込み】

○従来から提供していたサービスであり、継続して事業を実施します。

サービス名	サービス量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福祉ホーム事業	施設数	1 (1)	1 (1)	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	年間 利用回数	20 (21)	20 (50)	20	36	36	36
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	年間件数	132 (132)	133 (110)	133	63	47	50
知的障害者職親委託事業	対象者数	1 (1)	1 (1)	1	1	1	1
生活支援事業（精神障害者小規模地域生活支援センター事業）	施設数	1 (1)	1 (1)	1	1	1	1
日中一時支援事業	月間 利用人数	5 (7)	7 (27)	7	36	38	40

サービス名	単 位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
社会参加促進事業							
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	開催件数	5 (5)	5 (5)	5	5	5	5
点字・声の広報等発行事業	発行回数	26 (26)	26 (26)	26	26	26	26
手話通訳者・要約筆記奉仕員養成講習会開催等事業	実修了見込者数	30 (29)	30 (12)	30	30	30	30
自動車運転免許取得費助成事業	年間件数	0 (1)	3 (2)	3	2	2	2
自動車改造費助成事業	年間件数	5 (6)	5 (7)	5	6	6	6
自動車等燃料費助成事業	年間件数	8,850 (8,662)	9,558 (8,194)	10,322	10,027	10,528	11,054
福祉タクシー事業	年間件数	23,700 (23,573)	24,885 (23,515)	26,129	25,758	26,530	27,325
聴覚障害者用福祉電話基本料金等助成事業	助成人数	63 (63)	63 (63)	63	63	63	63

【実施に向けた考え方】

- ・サービスを必要とする方が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。

第6章 サービスの確保策(円滑な運営に向けて)

(1) 専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障害福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

(2) 確実な情報提供

障害者自立支援法による支給決定やサービス利用の方法、サービス体系などについて、利用者や住民、事業者に対し、広報やホームページなどの活用とともに、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

(3) 施設整備の方針

各種施設整備に際しては、近隣市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、近隣市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

(4) サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足いくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

第7章 事業計画の推進

1 計画の推進のために

(1) 障害者のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある方との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障害のある方もない方も共に暮らす地域づくりの実現のために、地域の住民に障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。

2 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくためには、障害者福祉事業と保健、医療、教育、保育、労働・雇用などの関連諸分野との連携が不可欠です。各分野はそれぞれ固有の機能を持ち、指導・治療・教育などを必要に応じて機能させ、かつ相互に連携し対応できるシステムを構築していく必要があります。関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障害のある方に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識の高揚に努めます。

また、この計画を円滑に推進するために今後も「障害者福祉審議会」や「地域自立支援協議会」とともに、入間市の障害福祉に関するシステムの確立や、市内の資源の開発・改善に向け協働で取り組みます。

(2) 地域ネットワークの強化

障害者の地域生活を円滑にするためには、市内にある既存の施設（入間市健康福祉センターや各施設など）や社会福祉協議会などとの連携も欠かせま

せん。また、地域における福祉の推進は行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

これら各種機関、施設、住民と行政との連携をより一層深め、地域ネットワークを強化して、計画の実現に向けて取り組みます。

(3) 計画の点検・管理体制

障害のある方やその家族、関係団体との意見交換とともに、庁内の組織を活用して計画の進捗状況について調査・把握し、計画の着実な推進に努めます。

第4部 關係資料

1 入間市障害者福祉審議会条例

平成2年9月28日
条例第24号

(設置)

第1条 障害者の福祉に関する事項について審議するため、入間市障害者福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、障害者の福祉に関する基本的事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会又は部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

(入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

2 入間市障害者福祉審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

No.	選出区分	氏名	任期
1	市議会の議員	しかくら ていじ 鹿倉 貞二	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日
		ながさわ みえこ 永澤 美恵子	平成19年4月1日～ 平成21年3月31日
2		よしざわ かつら 吉澤 かつら	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日
3	市民からの公募	ひらの さとし 平野 敏	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日
4		よしはら まさみ 吉原 正巳	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日
5		なんば ひろし 難波 博	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日
6	障害者に関する 団体・役員等	かみやま よしこ 上山 欣子	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日
7		しもざと たかこ 下里 隆子	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日
8		まつい さちこ 松井 幸子	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日
9		もりた のぼる 森田 登	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日
10		すずき けんいち 鈴木 賢一	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日
11		にいみ しげお 新美 重雄	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日
12		つだ よしお ◎津田 由夫	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日
13	その他の 知識経験者	まつもと としあき 松本 寿昭	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日
14		しおや かずお 塩屋 和雄	平成18年4月1日～ 平成20年9月11日
15		ふくしま しんご ○福島 慎吾	平成18年4月1日～ 平成21年3月31日

(敬称略)

3 平成20年度 入間市障害者福祉審議会の経過

	開催日	審議事項の概要
第1回	平成20年 5月14日(水)	障害者プランの骨子について
第2回	平成20年 7月2日(水)	障害者プランにおける施策体系について
第3回	平成20年 7月30日(水)	障害者プランの構成について
第4回	平成20年 10月1日(水)	障害者プランの原案について
第5回	平成20年 11月12日(水)	障害者プランの素案について(第1回)
調整会議	平成20年 11月25日(火)	障害者プランの素案について(第2回)
調整会議	平成20年 12月17日(火)	障害者プランの素案について(第3回)
第6回	平成21年 1月30日(金)	障害者プランの素案に関する市民意見について
第7回	平成21年 2月24日(火)	障害者プラン(最終案)について
第8回	平成21年 3月9日(月)	障害者プランの最終確認について

4 諮問書

	入 障 発 第 243号 平成20年5月14日
入間市障害者福祉審議会 会長 津田 由夫 様	
	入間市長 木 下 博
入間市障害者プランの策定について（諮問）	
入間市障害者福祉審議会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。	
記	
1 入間市障害者プランの策定について	

5 答申書

	平成21年3月19日
入間市長 木 下 博 様	
	入間市障害者福祉審議会 会長 津田 由夫
入間市障害者プランの策定について（答申）	
平成20年5月14日付け入障発第243号で諮問のあった入間市障害者プランの策定について、当審議会では計8回の審議会と2回の調整会議を開催し、慎重に検討を重ねた結果、別紙のとおり「入間市障害者福祉プラン ー絆と連帯ー」としてまとめたので、ここに答申します。	

6 用語についての説明と参考資料

あ

- インクルージョン教育** 1980年代以降、米国の障害児教育領域において注目されてきた考え方。インクルージョンとは、「包み込む」という意味をもち、「包括」「包含」等と訳される。障害のあるなしにかかわらず、また能力にとらわれることなく、すべての子どもが地域社会における学校教育の場において包み込まれ、それぞれに必要な援助が保障された教育を受けることを意味している。
- インフォーマルサービス** インフォーマル・ケアというのが正確な表現である。これは、個人をとりまく家族・親族、友人、近隣、ボランティア等による非公式なケアの総称である。ケアを必要とする個人が、それまで築いてきたインフォーマルな人間関係において互恵的に交換される、尊重や愛情のような情緒的・精神的支援をはじめ、助言、情報提供、物や金銭の提供及び介護や家事援助等の具体的な支援までを含む。インフォーマル・ケアは、しばしばフォーマル・ケアを補完する社会資源の一つとして位置づけられるが、むしろ日常生活における営みの一部として理解すべきである。
- ADHD（注意欠陥多動性障害）** 児童期に発生する不注意、衝動性を特徴とする障害。ADHDの児童の特徴として、落ち着きがない、注意散漫、衝動的・暴力的な行為、学習障害等の問題によって、学校場面で不適応状態を起しやすく、その結果、孤立、怒りっぽい、わがまま等種々の症状を呈しやすいためと考えられる。
- NPO（民間非営利組織）** 1990年代になって米国から入ってきた用語である。社会的な活動を行う民間組織を指している。この場合の非営利とは、利潤をあげるのではなく、利益が出た場合に内部で配分しないことを基本としている。利益ではなく、使命を目的とする組織であることを強調する場合もある。
- LD（学習障害）** 知能がとくに劣っているわけでもなく、視覚・聴覚といった感覚器官に目立った問題はないにもかかわらず、読み・書き・計算といった基本的な学習能力にさまざまな困難を示す子どもがいる。このような子どもを学習障害児と定義されている。一般的な定義として

は、話しことばや文字を理解したり使用する際の基本的な心理過程に、一つないし複数の障害をもつ子どもを指す。つまり、聞く・考える・読む・書く・つづる・計算するといった面での障害である。

か

ケアマネジメント

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、対象者の社会生活上の複数のニーズを充足させるため適切な社会資源（福祉・保健・医療など）と結びつける手続きの総称である。ケアマネジメントの特徴は、対象者（障害者や高齢者）が複数のニーズを持ち、それを自力で解決できない方を対象に、ニーズ中心に社会資源を結びつけることで問題解決を図る方法である。一般には、ケアマネージャー（介護支援専門員でケアマネージャーと呼ばれる）によって行われている。

権利擁護

特定のサービスの利用にあたって、利用者に不利益がないように、制度に基づいて弁護あるいは擁護することである。権利擁護には、①利用可能なサービスを何らかの理由で利用出来ない状況に対して利用の促進を図る。②サービス利用中等において不当な取り扱いを受けている場合に、住民自らが苦情・不服を申し立てたり、外部機関がそれに介入する。③社会的に不利益を受けている集団や地域に対して、その改善を図る運動を展開する等である。

高次脳機能障害

交通事故、転倒等で頭部を強く打った方や高齢者の認知症、脳血管性障害に起こる脳の後遺症、機能障害、脳の認知力、情報処理能力の衰え、会話力・記憶力・理解力・判断力・思考力・遂行機能の障害や、感情抑制力の低下などの人格の変化、集中力・意欲の低下、半身不随、病識欠落などの症状を伴い、正常な社会生活を営むことが困難となる。症状は人により異なる。

広汎性発達障害

総合的な対人関係の障害、コミュニケーションの質的障害、局限（範囲を狭く限ること）した常道的（一定で変わらないやり方）で反復的な関心と活動性の三つによって特徴づけられる一群の障害である。このような障害があらゆる状況においてその方の機能に広汎にみられる特徴を持つ。この障害には自閉性障害を中心として、小児期崩壊性障害、アスペルガー障害、特定不能の広汎性発達障害が含まれる。

サラマンカ声明

1994年6月、スペインのサラマンカでユネスコとスペイン教育・科学省共催の「特別なニーズ教育に関する世界会議」が開催され、その最終日に「特別なニーズ教育に関する原則、政策、実践に関するサラマンカ声明」が採択された。これを、通称「サラマンカ声明」という。この会議では、世界のすべての子どもを学校にインクルージョン（包摂）し、またそれを可能にするために学校制度の改革をめざすことを目標とした。そのさい、学校教育にアクセスできない子どもの多くは「特別な教育的ニーズ」のある者にとらえた。

障害者の権利条約

障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている条約。平成18（2006）年12月国連総会本会議において採択され、わが国は平成19（2007）年9月に署名を行ない批准に向けた国内法の整備等を行っている。

成年後見制度

この制度は、民法に規定される制度で、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度（成年後見制度）と、親権者あるいはそれに替わる適当な方がいない未成年者を保護するための制度（未成年後見制度）の2つがある。成年後見制度は、高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ弾力的で利用しやすい制度とするための改正が1999年に行われた。

セルフヘルプ グループ

同じような問題・課題をもつ方々が、自分の問題を自分で解決するために、専門職から独立して本人主導で形成されたグループである。自助グループや本人の会などとも呼ばれる。対象となる問題は、慢性疾患、身体障害、精神障害、各種依存症等である。このグループは、共通の課題をもったメンバー同士のささえあい・共感、生活課題や福祉サービスについての情報交換、学習活動、社会的孤立・抑圧からの回復、一般市民の啓発、行政・専門機関への働きかけなどの機能をもつ。

た

特別支援教育

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

な

ノーマライゼーション

福祉の基本理念の一つであり、国連が国際障害者年（1981）及び国連障害者の10年の中で強調したこともあって、国際的に浸透していった。常態化や正常化と訳された時期もあったが、近年ではカタカナで表記されることが多い。「ある社会からその構成員のいくらかの人々を締め出す場合、それは弱くてもろい社会である」という考え方に代表されるように、障害者などを能力の劣った方として、基本的人権を保障してこなかったことへの反省に立ち、社会生活上において一人の市民としての権利を保障しようとした。近年は、高齢者福祉や子ども家庭福祉の領域でも用いられ、社会福祉の基本理念への拡大している。障害者福祉においては、医療モデルから自立モデルへ、ADLからQOLへ、施設から地域へと変化し、これらが社会福祉全体の基本枠組みに影響を与えてきた。

は

バリアフリー

1950年代後半より欧米でバリアフリー基準の動きが始まり、1961年アメリカにおいて最初のバリアフリー基準が策定された。バリアフリーとは、障害者のための物理的な障壁を取り除くことを指している。障害のある方の外出を保障することが、現在の生活環境の整備の発端となった。もちろん、物理的な障壁を取り除くことだけではなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリー、情報のバリアフリー等障害者を取り巻く生活全般に関連している。

ピアサポート

ピアサポートは、ピア・グループとほぼ同義語として用いられる。事典では、ピアサポートではなく、ピア・グループとして説明している。これは、そこでは、互

いの共通点、類似点だけではなく、異質性をもぶつけ合うことによって、他との違いを明らかにしつつ、自分の中のものを築きあげていくことである。異質性を認め合い、違いを乗り越えたところで、自立した個人として共にいることができる。障害者の場合では、障害をもつ者が互いに相談し合ったり、考え合い、ささえ合うことを意味する。

や

ユニバーサル デザイン

バリアフリーは、障害のある方の生活に及ぼす障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインは、障害のある方を特別に対象とするのではなく、すべての方に使いやすい製品、環境、情報のデザインを目指す。あらゆる世代に対応し、障害のある方、すべての市民等に利用しやすい生活環境の整備は、今後の課題といえる。

ユネスコ

国際連合教育科学文化機関で、教育、科学、文化の分野における国際協力と交流を通じて国際平和と人類の福祉に貢献することを目的として1946年11月に設立された。本部はパリにある。わが国は、1951年に加盟している。

ら

リハビリテー ション

障害者や高齢者などに対して、医学、教育、社会福祉、職業などの専門領域が「全人間的復権」の目標のもとに総合的な援助を行う実践であると定義されている。分野としては、医学、教育、職業、社会の4つに分けることが多い。障害の構造に対応した分類もあり、機能・形態障害への治療、能力障害への代償的援助、社会的不利への社会環境改善、体験としての障害への心理的援助の4つがある。

レスパイト サービス

レスパイトケアが正式な名称である。これは、障害児（者）を抱えた親・家族の介護からの一時的な解放を目的にした援助である。わが国の場合は、施設への短期入所と混同されやすい傾向がある。

用語の説明にあたっては、次の文献を引用又は参考にした。

- 山縣文治・柏女霊峰編集『社会福祉用語辞典』第2版、ミネルヴァ書房、2001.
大澤清二他編『学校保健・健康教育用語辞典』大修館書店、2004.
発行者 下中 弘『新版 心理学事典』平凡社、1992.
発行者 鈴木 肇『南山堂 医大辞典』南山堂、2000.
茂木 俊彦編集代表『障害児教育辞典』旬報社、1997.
村瀬孝雄他編『心理臨床大事典』培風館、1992.
山縣文治他編『現代社会福祉辞典』有斐閣、2003.
白佐 俊憲編『介護・福祉・保健・医療、最新基礎用語集』川島書店、2002.
壮村多加志編『精神保健福祉用語辞典』中央法規出版、2004.

※なお、障害者自立支援法では「自立」について定義が示されていないので、このプランでは次のような共通理解で審議しました。

「各自がそれぞれの努力目標を持ち、自分の能力を可能な限り伸ばすように努め、地域の中で仲間と互いに助け合い支え合うとともに、支援者に適度の援助を受け前向きな生き方をすること」

7 障害者のシンボルマーク

シンボルマーク	マークの名称	概要等
	障害者のための国際シンボルマーク	このマークは、障害のある方々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、とくに車いすを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。
	盲人のための国際シンボルマーク	このマークは、世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある信号機は、視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。
	聴覚障害者を表示する国際シンボルマーク	このマークは、世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。現在では、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されたり、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所で使用されたりしています。
	聴覚障害者のシンボルマーク(国内:耳マーク)	このマークは、聴覚障害を示す耳が図案化されたものです。聴覚障害者には、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。
	「ハート・プラス」マーク	このマークは、心臓疾患などの内部障害があることを示すものです。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないことから、そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。
	オストメイトマーク	このマークは、オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すシンボルマークです。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。
	身体障害者補助犬(ほじょけん)啓発マーク	このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。補助犬とは、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言い、不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、受入が義務づけられています。
	身体障害者標識(四つ葉のクローバーマーク)	このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識です。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。
	聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)	このマークは、政令で定める程度の聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識です。政令に定められている程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている方は、このマークを必ず表示しなければなりません。